

就労移行支援「青空」工賃支給規程

(目的)

第1条 この規定は、有限会社スマイキーが開設する就労移行支援「青空」が行なう障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律123号)に基づき、就労移行支援事業の利用者に対して支給する工賃について基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 工賃とは、当事業所が生産活動を通じて得た事業収入から、生産活動に係る必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支給する。そのことにより、利用者の就労に対する意欲を高め、自立した日常生活または社会生活を営むことを支援するために支給する。

(作業の範囲)

第3条 1日の所定作業時間は、原則午前9時30分から午後3時30分までとする。所定時間内で有れば個別支援計画に基づき行った作業に対して、朝礼、昼休み、休憩、掃除を除いた時間を5分割し、それぞれを1単位として、その合計単位数に応じて工賃を支給する。

(工賃の財源)

第4条 1単位当たりの単価は、前年度収支実績もしくは年度当初予算を基に、生産活動における事業収入から、必要経費等を差し引いた額に相当する金額を財源とする。ただし、財源が第8条に定める基準に満たない場合は、財源を増加させる事が出来るものとする。

(工賃の支給日)

第5条 工賃は毎月1回、1日から月末までの分を翌月の25日に支給することとする。ただしその日が土・日・祝日である場合は、後日を支給日とする。また利用者本人の通所日の都合でやむをえない場合は、支給日を他の日に繰り延べる事が出来る事とする。

(工賃計算の単位)

第6条 工賃計算の単位は、円とし、1円未満の単位は切り捨てとする。

(工賃の支給方法)

第7条 工賃は、利用者本人に対し通貨でその金額を支払う事とする。その際、本人の捺印、受領日を記入する事で確認を行う。又は、利用者本人名義の銀行口座にその金額を振り込む事とする。

尚、銀行口座に振込み希望の場合、振込手数料を差し引いて振り込み致します。

(工賃の単位)

第8条 1単位工賃は基本100円とする。

(健康通所努力賞)

第9条 個々の利用者の特性から、健康に通所出来、努力が認められる場合は、健康通所努力賞として、上限を6,000円とし支給するものとする。

(但し、内500円は皆勤分とする。)

健康通所努力賞の支給金額は、職員による評価会議の上決定するものとする。

尚、健康通所努力賞は工賃の財源外からの支給となります。

(施設外支援の工賃)

第10条 施設外支援を行った場合は、実習という特性を考慮して、施設内で作業を行った場合に準じて単位を取得出来るものとする。ただし、単位数に関しては、実習作業内容によって個々に判断するものとする。

2 施設外支援で、実習作業の対価が発生する場合は、実習作業対価を工賃として実習生に支払う事とし、単位は発生しないものとする。又、実習作業対価は工賃財源に含めない事とする。

(施設外就労の工賃)

第11条 施設外就労を行った場合は、作業内容の専門性を考慮して、施設外就労先から請け負った金額を参加者で分配するものとする。この場合、単価は発生せず、請負金額は工賃財源に含めない事とする。

※在宅支援を利用の場合は、1日の支援プログラム達成で5単位とします。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年3月1日から施行する。

この規程は、令和3年9月1日から施行する。